



「予備自衛官を雇用する」という社会貢献

**わが社が
支える!**



わが社の
誇り

小野塙雅人

平嶋夏海

2021年度版

予備自衛官等制度

「予備自衛官になる」という社会貢献

私が守る!



キャリア
全開

小野塙雅人

平嶋夏海

JAPAN SELF- DEFENSE FORCE RESERVE

防衛省・自衛隊では、即応予備自衛官・予備自衛官・予備自衛官補を募集しています。



スマートフォンで
いますぐアクセス



予備自衛官
即応予備自衛官
予備自衛官補



JAPAN SELF- DEFENSE FORCE

RESERVE



はじめに

わが国の予備自衛官制度は、1954年(昭和29年)7月1日に

陸上自衛隊発足と共に創設

(海上自衛隊は昭和45年、航空自衛隊は昭和61年にそれぞれ制度導入)され、
2014年(平成26年)に60周年を迎えました。その間、1997年度(平成9年度)には
即応予備自衛官制度、2001年度(平成13年度)には

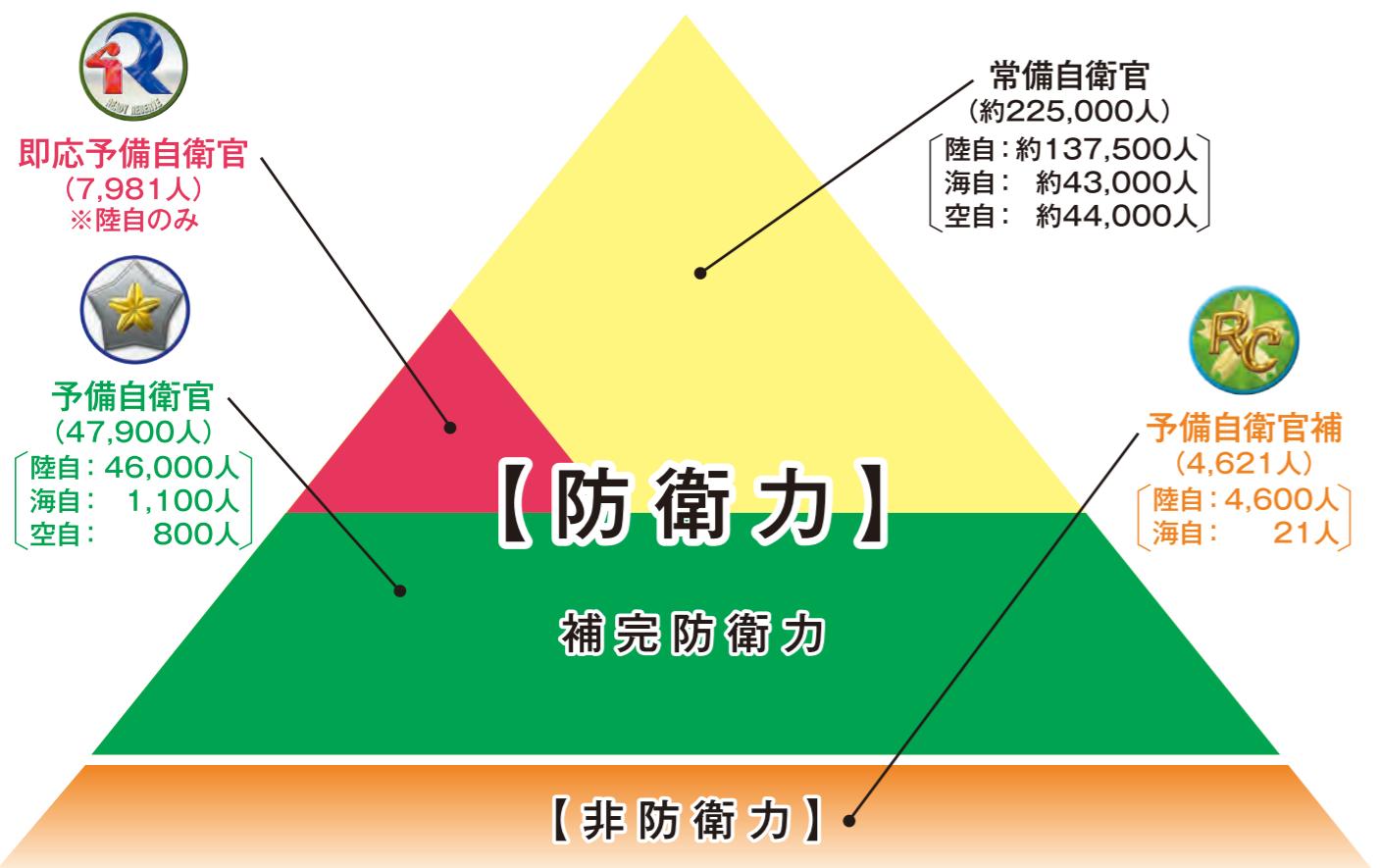
予備自衛官補制度(海上自衛隊についても平成28年度に制度導入)

(以下3つの制度を総称して「予備自衛官等制度」と呼びます。)が導入され、
皆様の深いご理解・ご協力をいただきながら、発展してきました。

将来を見据え、予備自衛官等制度の改善を図り、

国民の皆様の期待と信頼に応えて参ります。

防衛力上の位置付け



わが国を防衛するための予備自衛官等制度

国家の緊急事態に当たっては、大きな防衛力が必要です。しかし、その防衛力を日頃から保持することは効率的ではありません。

このため、普段は、必要最小限の防衛力で対応し、いざという時に急速に集める事ができる予備の防衛力が必要となります。

多くの国でも、いざという時に急速に戦力を増強するシステムを取り入れています。

わが国においては、これに相当するものとして、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3制度を設けています。

		予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
導入年度		昭和29年度	平成9年度	平成13年度
有事の際の役割		第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就きます。	第一線部隊等の一員として、現職自衛官とともに任務に就きます。	
招集区分		<ul style="list-style-type: none"> ●防衛招集 ●国民保護等招集 ●災害招集 ●訓練招集 	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛招集 ●国民保護等招集 ●治安招集 ●災害等招集 ●訓練招集 	●教育訓練招集
平時における(教育)訓練日数		・3日間+2日間／年 または5日間／年 <small>※方面総監が特に必要と認める場合、6日間以上の訓練に参加可能</small>	・30日(2日間～4日間程度の訓練を複数回)／年	・予備自衛官補(一般) 50日間／3年以内 ・予備自衛官補(技能) 10日間／2年以内 <small>※1回5日間</small>
員数		47,900人 <small>〔陸自: 46,000人 海自: 1,100人 空自: 800人〕</small>	7,981人 <small>(陸自のみ)</small>	4,621人 <small>〔陸自: 4,600人 海自: 21人〕</small>
待遇等		<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官手当 4,000円／月 ●訓練招集手当 8,100円／日 <small>※手当は課税対象になります。 ※公募予備自衛官から即応予備自衛官任用への基本特技取得のための訓練招集手当は日額: 8,300円</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●即応予備自衛官手当 16,000円／月 ●訓練招集手当 14,200円～10,400円／日 ●勤続報奨金 120,000円／1任期(3年) <small>※手当は課税対象になります。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練招集手当 8,200円／日 <small>※手当は課税対象になります。 ※令和2年度以降の高卒程度の新試験合格者が対象となります。 ※令和元年度以前の試験合格者は 7,900円／日となります。</small>
雇用企業給付金		42,500円／月・人 <small>(年額: 510,000円)</small>		
任用(採用)までの流れ		元自衛官 <small>選考</small> 予備自衛官補 <small>教育訓練</small>	元自衛官 <small>選考</small> ★予備自衛官 <small>選考</small>	主として自衛官未経験者 <small>志願試験</small>
		予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補

★予備自衛官:元自衛官(勤務期間1年以上の者)及び予備自衛官補(一般)を修了した者から任用。



予備自衛官制度

About SDF Reserve

1 予備自衛官とは

防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救護・誘導等、災害救助活動の任務にあたります。



普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間5日間の訓練に参加します。



いざという時は…



自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害招集等で地域社会に貢献します。

防衛招集
国民保護等招集
災害招集

2 予備自衛官の待遇

手当総額 88,500円／年

予備自衛官手当

月額:4,000円

2.5.8.11月の3ヶ月毎に支給されます。
ただし、正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

訓練招集手当

日額:8,100円

年間5日間訓練に出頭すると
40,500円 支給されます。

※手当は課税対象になります。
※公募予備自衛官から即応予備自衛官任用への
基本特技取得のための訓練招集手当は日額:8,300円

招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

3 予備自衛官の応募資格等

応募資格	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 自衛官として1年以上勤務した者(自衛官候補生の期間を含む)で、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者(海上自衛官、航空自衛官からでも陸上予備自衛官へ志願可能) 職種により一部の自衛官は、採用年齢が異なります。(音楽科、警務科等) 												
		退職時階級	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長
採用時の年齢	59歳未満	58歳未満								57歳未満				55歳未満
身分	<ul style="list-style-type: none"> 本人の志願に基づき、選考により採用します。 採用時に階級、職種、特技及び訓練招集部隊が指定されます。 採用者には、採用決定次第、本人に採用通知(辞令書の交付)をします。 													
任用期間	1任期:3年(継続任用も可能です)上限年齢:最終継続任用は満61歳まで													

4 日程調整の一例

年間複数回設定された訓練から、勤務の状況等により都合の良い時期を選んで出頭することが可能です。

▶ 雇用企業等



招集予定期等の
情報提供
訓練招集出頭
協力要請
※予備自衛官などの
依頼を受け、
必要に応じて要請



訓練招集日程等の
調整及び訓練出頭
状況の確認

訓練出頭の調整
休暇申請・許可

訓練出頭
可能時期の調整

訓練招集
命令書の交付

▶ 予備自衛官



指定の日時に
出頭



5 5日間訓練の一例

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
出頭 被服等交付 着隊式 健康診断 等	野外衛生 体育訓練 基本教練 等	武器訓練 ・射撃予習 ・射撃検定	特技に応じた 職務訓練	精神教育 ・防衛講話 ・制度教育 表彰、離隊式
●出頭 	●体育訓練 	●射撃予習 	●警備訓練 	●永年勤続者表彰 
●着隊式 	●野外衛生 	●射撃検定 	●救急法 	●離隊式 

予備自衛官の訓練日程のポイント

- 訓練は5日間連続で出頭することが望ましいですが、仕事の都合等やむを得ない場合は、2回に分割して出頭することが可能です。
- 訓練は主として土、日曜日を含む日程で設定されます。

6 1日間訓練

自衛隊を退職して1年未満で採用された場合は、初年度出頭は各地方協力本部等で実施する『1日間訓練』のみです。仕事や職場環境に慣れる時間を十分に取り、次年度以降の『5日間訓練』出頭に向けて準備できます。



7 特別な招集訓練

従来の5日間訓練のほか、特別な招集訓練の枠組みを導入しており、鎮西演習や方面隊実動演習等への参加が可能となっています。



8 予備自衛官の声



About SDF Reserve

「自衛隊への恩返し」

自衛隊帯広地方協力本部
予備3等陸尉

菅野 達也

私は自衛隊を定年後、平成30年7月予備自衛官として採用され現在2年目になります。

予備自衛官を志願した理由は、「自衛隊への恩返し」です。

私は、自衛官としての勤務を通じて様々な経験をさせていただきました。また素晴らしい上司、先輩、同僚との出会いにより、人間として成長させてもらった自衛隊に少しでも恩返し出来ればと思い志願しました。

現在、自衛隊帯広地方協力本部援護課で期間業務隊員として退職予定隊員の就職援助業務をさせて頂いております。今後も退職予定隊員に対して予備自衛官への志願を積極的に勧めて行くと同時に、自らも予備自衛官として招集訓練にしっかりと参加して練度の維持に努め、国防の一端を担えるよう頑張って行きたいと思います。



About SDF Reserve

「新型コロナウイルス対応に伴う災害招集を経験して」

浜松医療センター救急科
自衛隊静岡地方協力本部
予備2等陸佐

加藤 俊哉

救急災害医療に携わる者として、自衛隊を理解することは必須であると考え、予備自衛官補制度発足と共に志願した。任官後は様々な訓練に参加し、やりがいを感じながら、自衛隊に馴染んでいった。令和2年2月災害招集命令書が交付された。病院長はじめ、周囲のスタッフから力強い激励を受けて送り出された。招集訓練はじめ予備自衛官活動に対して、理解、協力が得られていることは非常にありがたいことである。爾後自衛隊中央病院にて、後方支援業務として総合内科外来診療、救急外来診療を担当し、新型コロナウイルス診療に関しては補助的な業務を担当した。自分の特技を生かすことができ、達成感のある職務であった。

予備自衛官活動は周囲の理解、協力が得られなければ続けることは難しい。このため普段から職務に精励し、家庭も大切にする姿勢が必要と思う。今後益々、予備自衛官の必要性は高まってくると思われる。多くの方の積極的な志願を期待する。

9 予備自衛官雇用企業主様の声



About SDF Reserve

「災害派遣に職員を送り出し」

学校法人青山学園
理事長

青山 丈碩 様

人生の根幹である幼児教育に携わる当学園は、旧陸軍に従軍した故、初代理事長が日本で暮らす全ての人たちが幸せな人生を歩めるようにと、戦後間もない頃に静岡県牧之原市に設置されました。禪僧でもあった初代からは常に「人の幸せの為に働く」と言われていました。その意志を具現化させた行動が今回の新型コロナウイルス対処への、予備自衛官である職員の災害派遣だったと思います。多少の不安はあったものの、社会に貢献できるならばと送り出しました。平素は訓練招集に送り出すのみだった当学園が、この国難とも言えるべき事態に少しでもお役に立てたならば、本当に嬉しいことです。様々な災害時に「自衛隊が来てくれて本当にありがたかった」と言う声を報道などで聞いていましたが、その一端を我が職員が担うことができたのかと思うと、感無量です。社会貢献の機会を与えてくださった自衛隊の皆様や関係各省庁の方々には、心より感謝いたします。

今回のコロナ対処における隊員の皆様のご苦労は、我々民間では計り知れない程のものがあったと思います。まだまだ油断できない状況下ではありますが、どうぞ皆様ご自愛下さいまして、日々任務にあたって頂きたいと思います。



About SDF Reserve

「予備自衛官を採用して」

マツダ株式会社 防府工場
工場長

岡野 寛範 様

マツダは、2020年に創立100周年を迎えました。広島県に本社をおく自動車会社です。山口県においては、瀬戸内海側のほぼ中央に位置する防府市で1981年に操業を開始し、2021年に40周年を迎えます。

現在、防府工場では4名の予備自衛官が働いています。弊社の主力社員として活躍しながら、自然災害などの有事の際にはいつでもご協力できるよう、また訓練招集に関してもしっかりと対応できるよう、メンバーのひとりひとりと対話をし、柔軟に勤務いただいている。令和元年度には、予備自衛官等協力事業所として名誉ある防衛大臣認定をいただきました。今後も更に予備自衛官制度へ積極的に協力しながら、地域貢献に努めて参ります。

末筆ではございますが、自衛隊の皆様の益々のご活躍とご健勝を心よりお祈り申し上げます。



海上自衛隊の予備自衛官制度

1 招集訓練風景



●受付



●着隊式



●射撃訓練



●体力測定



●表彰式



●離隊式

2 実効性確保のための取組み

事前配置指定

予備自衛官への採用時、現役時代の特技等を考慮したうえで、災害招集時等の配置をあらかじめ指定しています。

配置訓練

事前配置に基づいて、招集訓練時に配置ごとの個別訓練を実施することで、災害招集時等の実効性向上を図っています。



●配置訓練(衛生員)



●配置訓練(船舶運航員)



●配置訓練(警備員)



航空自衛隊の予備自衛官制度

1 空自の訓練招集部隊等

航空自衛隊では都道府県ごとに担当する基地を決めており、予備自衛官は招集訓練の際に該当する基地に出頭し訓練を受けます。佐官の予備自衛官は最初の2日間は出頭先の部隊で訓練を受け、残りの3日間は指定された職務の訓練を受けることができる部隊に移動して訓練を行います。



指定された職務の訓練を受けることができる部隊へ移動

NO	空自基地	担当区域
①	千歳	北海道
②	三沢	青森県、岩手県、秋田県
③	松島	宮城県、山形県、福島県
④	百里	茨城県、栃木県
⑤	木更津	千葉県
⑥	府中	東京都、神奈川県
⑦	入間	群馬県、埼玉県
⑧	浜松	山梨県、長野県、静岡県
⑨	小牧	愛知県、三重県、滋賀県
⑩	岐阜	岐阜県
⑪	小松	新潟県、富山県、石川県、福井県
⑫	奈良	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⑬	美保	鳥取県、島根県、岡山県、広島県
⑭	防府北	山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⑮	築城	大分県
⑯	春日	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
⑰	新田原	宮崎県、鹿児島県
⑱	那覇	沖縄県

2 予備自衛官雇用企業主様の招へい

予備自衛官の招集訓練に合わせて、年に数回、雇用主様を招へいし、訓練風景を視察いただいています。

雇用主様からは「規律や安心安全への考えがしっかりしており、組織として学ぶべきところが多い。」等とお言葉をいただいているです。



3 訓練招集の風景

訓練招集に応じた予備自衛官は、武器の分解結合訓練や消火訓練等を行います。

予備自衛官は、基地警備・車両輸送・給養等の基地機能の維持に従事する他、看護師や薬剤師の資格を保有している場合は、その知識を生かした業務に従事します。





即応予備自衛官制度

About SDF Ready Reserve

1 即応予備自衛官とは

防衛力の基本的な柱組みの一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された部隊において、常備自衛官と同様の任務にあたります。



普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間30日間の訓練に参加します。



いざという時は…



速やかに出現し、自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害救援等で地域社会に貢献します。

防衛招集
治安招集
災害等招集
国民保護等招集

2 即応予備自衛官の待遇

手当総額 約50万～60万／年

即応予備自衛官手当

月額: **16,000円**

2.5.8.11月の3ヶ月毎に支給。
ただし正当な理由のない訓練不出頭の場合、
手当の支給は停止されます。

勤続報奨金

1任期: **120,000円**

1任期(3年)を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として
120,000円が支給されます。

訓練招集手当

階級	日当	階級	日当
2等陸尉	14,200円	2等陸曹	12,600円
3等陸尉	13,700円	3等陸曹	11,300円
准陸尉、陸曹長及び1等陸曹	13,200円	陸士長及び1等陸士	10,400円

※手当は課税対象になります。

招集旅費、被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

3 即応予備自衛官の応募資格等

応募資格	対象者	自衛官としての勤務期間が1年以上の者（自衛官候補生の期間を含む。）で退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官で採用されている者。かつ、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者 ※予備自衛官補（一般）から予備自衛官に任用された者で所定の教育訓練により基本特技を修得した者を含む。														
		退職時階級	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士					
		採用時の年齢	52歳未満					50歳未満								
採用		<ul style="list-style-type: none"> ●本人の志願に基づき、選考により採用します。 ●採用時に階級、職種、特技及び自衛官となって勤務する部隊が指定されます。 ●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知（辞令書の交付）をします。 														
身分		非常勤の自衛官（非常勤の特別職国家公務員）です。														
任用期間		1任期:3年（継続任用も可能です。） 上限年齢:最終継続任用は、2尉～1曹 52歳未満、2曹～1士 50歳未満														

4 訓練日程等の調整要領

▶ 雇用企業等



招集予定期等の情報提供
制度広報、給付金支給手続等

▶ 自衛隊地方協力本部



出頭状況確認

訓練出頭の調整
休暇申請・許可

▶ 即応予備自衛官



訓練出頭可能時期の調整
訓練招集命令書の交付
指定日時に出頭

▶ 指定部隊



即応予備自衛官の訓練日程調整等のポイント

- 年度及び3ヶ月毎の訓練計画を早期に通知し、事前に調整します。
- 企業等の勤務態勢や急な業務の都合に、できる限り対応しています。

5 招集訓練の一例

個人としての訓練(各個訓練)			部隊としての訓練(部隊訓練)		
Aタイプ 精神教育 特殊武器防護 等 2日間	Bタイプ 格闘訓練 小火器射撃 体力検定 等 2日間×3回	Cタイプ 特技訓練 等 2日間×4回	Dタイプ 班レベルの 部隊訓練 4日間×1回	Eタイプ 小隊レベルの 部隊訓練 3日間×2回	Fタイプ 中隊レベルの 部隊訓練 4日間×1回
●訓練開始式	●射撃訓練	●空輸訓練	●対空戦闘訓練	●迫撃砲訓練	●積載訓練
●精神教育	●格闘訓練	●砲手訓練	●燃料交付	●小火器戦闘射撃	●中隊検閲

即応予備自衛官の招集訓練のポイント

- 訓練は主として土、日曜日を中心に設定されます。
- 複数の訓練パターンから選択できます。

6 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官を雇用する企業等の負担等に報いるとともに、即応予備自衛官として安んじて訓練及び災害等招集に出頭できる環境を整えていただくため、即応予備自衛官雇用企業給付金制度を設けております。



※1 即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び自家自営業主(国・地方公共団体及び公共法人は除きます)
●即応予備自衛官本人が自家自営業主の場合は支給対象となりません。

※2 1. 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
●1週間の所定労働時間が30時間以上であること ●1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
2. 即応予備自衛官が訓練招集及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
3. 即応予備自衛官を雇用する企業等において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。
4. 雇用企業として、支給要件を満たさなくなった場合には支給されません。
5. 申請を受けた月から、支払金額が発生します。

※3 1. 支給要件を確認するため、申請時ににおいて所要の書類を提出していただきます。
●雇用保険被保険者証の写し又は雇用契約書、雇入れ通知書、就業規則、賃金台帳等 ●休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
2. 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせて頂きます。

※4 即応予備自衛官が所属する部隊

7 即応予備自衛官雇用企業様の声

About SDF Ready Reserve

「防衛大臣認定協力事業所の認定を受けて」

株式会社アレックス
代表取締役



相原 元章 様

この度は、名誉ある防衛大臣認定を賜りましたこと大変光栄に存じます。

弊社は、アポログループのグループ法人として給排水事業等を行っております。

弊社には現在、相応予備自衛官一名と、グループ法人の株式会社アポロガスに予備自衛官一名が業務と両立しながら訓練に励み、有事等の招集に備えております。

即応予備自衛官等である弊社社員の心身共に鍛え抜かれた姿は、弊社社員の模範になる存在であります。

また、弊社内では即応予備自衛官等である弊社社員の立場を十分理解しており、即応予備自衛官等の社員が働きやすい環境づくりに励んでおります。

弊社は、今後も有事等の任務への協力により社会貢献を果たして参る所存であります。

About SDF Ready Reserve

「企業として国の防衛の一翼を担う」

株式会社六五警備保障
執行役員兼統括本部長



穴見 健次 様

弊社は、熊本県内において「施設警備、交通誘導警備」を中心とした警備業を行なう従業員50人の地場企業です。

現在、即応予備自衛官2人、予備自衛官2人を雇用しており、勤勉で礼儀正しく他の模範となる社員です。人材確保が困難な今日、退職自衛官の採用は大きなメリットがあり、深く感謝しています。

訓練の際は、他社員の理解と協力を得ながら、即応予備自衛官30日、予備自衛官5日の完全出頭を目指すように応援しています。

令和2年7月豪雨災害では、即応予備自衛官1人、予備自衛官2人を派遣させ、被災地では廃棄物除去等に当たり、隊員一丸となり頑張ったと報告を受けています。地元の災害で自衛官を派遣していただくことは、県民全体会が勇気づけられるとともに心の支えとなっています。今後とも予備自衛官等の雇用を積極的に行い、微力ながら企業の責任を果たしていく所存です。

最後に自衛隊の皆様方のご苦労に心から感謝し、今後とも国防のためにご活躍されることを祈念いたします。

8 即応予備自衛官の声

About SDF Ready Reserve

「感謝する即応予備自衛官」

即応予備 2等陸曹



冷水 清一

平成十五年に即応予備自衛官として任官以来、十七年目の即応予備自衛官としての生活を送り、この間、災害派遣に二度参加させてもらいました。

即応予備自衛官を志願したきっかけは、地方協力本部からの勧説で、陸上自衛隊を退職する事に未練があったことから、とてもありがたく感じています。

招集訓練では、現職時の同期と一緒に訓練できるということに感謝し、お互い切磋琢磨しながら頑張っています。

私の働いている会社は、社長をはじめ現場員が温かく、年間三十日の訓練及び災害派遣への参加もさせて頂き、最高の会社であります。

これから志願される方々へ、即応予備自衛官はそれぞれの職種の隊員が集まりますが、何事も経験なので色々な事にチャレンジしてみて下さい。年齢は関係ありません。必ず花は咲きます。

一緒に頑張りましょう。



予備自衛官補制度

About SDF Reserve Candidate



1 予備自衛官補とは

予備自衛官補制度とは、主として自衛官未経験者を予備自衛官補(一般・技能)として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。

予備自衛官補制度のポイント

- 予備自衛官補の期間中は、教育訓練招集に応じる義務のみを有します。防衛招集や災害招集などに応じる義務はありません。
- 一般(駐屯地の警備や後方支援等の任務を実施する予備自衛官になるコース)と技能(医療従事者、語学要員等の予備自衛官になるコース)があります。
- 教育訓練のすべてを修了すると、予備自衛官に任用され、階級(一般:2等陸士、技能:2等陸佐~3等陸曹)が指定されます。

2 予備自衛官補から予備自衛官へ

予備自衛官補
になるには



志願票提出後、各地で実施される採用試験を受験します。

予備自衛官補に採用されると…



一般は3年内に50日、技能は2年内に10日間の教育訓練に参加し、必要な知識・技能を修得します。

教育訓練を修了すると…



予備自衛官として、年間5日間の招集訓練に参加する他、いざという時は自衛官として国防等の任務に就きます。

3 予備自衛官補の待遇

教育訓練招集手当

日額:8,200円

教育訓練に応じると手当が支給されます。

支給総額

一般…410,000円/3年

技能…82,000円/2年

※手当は課税対象になります。

※令和2年度以降の高卒程度の新試験合格者が対象となります。
※令和元年度以前の試験合格者は7,900円/日となります。

招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

4 予備自衛官補の採用資格等

予備自衛官補の採用資格等

一般	18歳以上34歳未満
技能	18歳以上で、保有する技能に応じ53~55歳未満

採用予定の技能資格

技能区分	技能の資格
衛生	医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技士、臨床検査技師、看護師、救急救命士(准看護師の資格を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士
語学	英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語
整備	1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士
情報処理	システムアナリスト、プロジェクトマネージャー、テクニカルエンジニア等
通信	総合無線通信士、陸上無線技術士、第1種工事担任者等
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、木造建築士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士
放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者
法務	弁護士、司法書士
人事	遺体衛生保全士(エンバーマー)、納棺士
海上自衛隊 予備自衛官補 (技能)	1級海技士(航海)、1級海技士(機関)、2級海技士(航海)、2級海技士(機関)、3級海技士(航海)、3級海技士(機関)、4級海技士(航海)、4級海技士(機関)、5級海技士(航海)、5級海技士(機関)

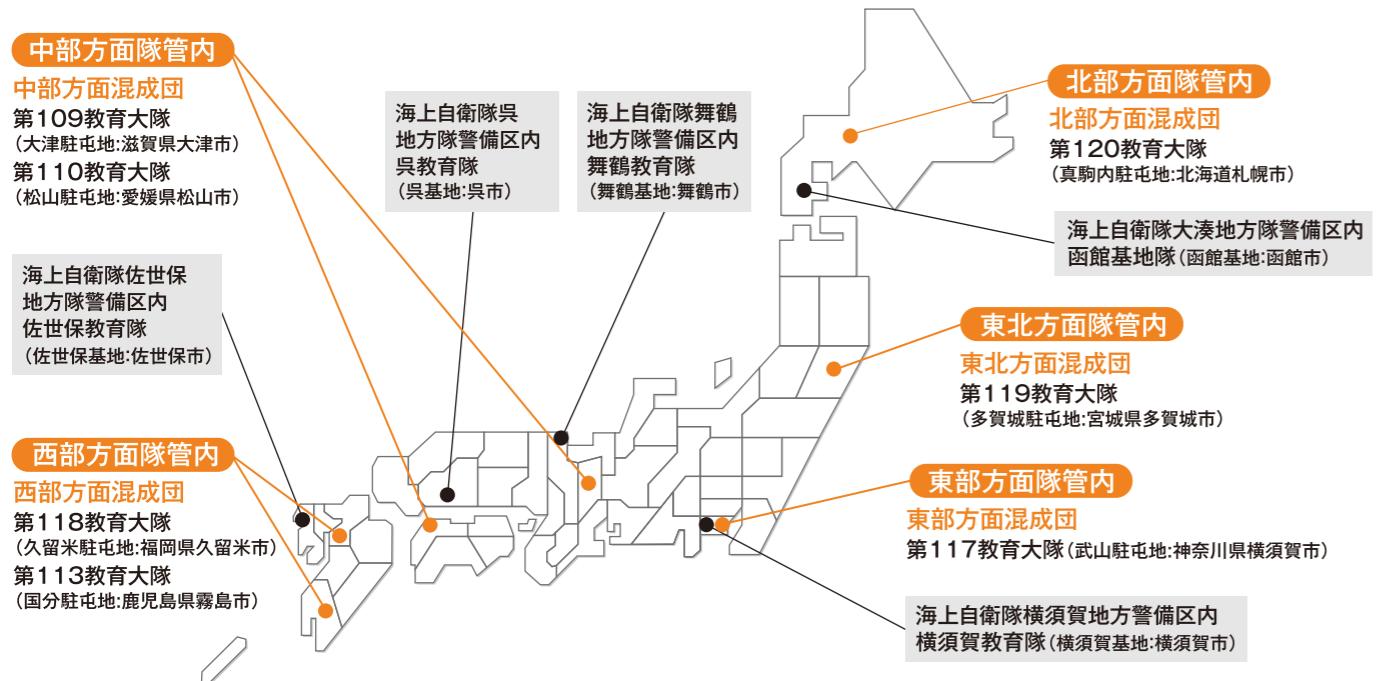
試験種目

一般	筆記試験(教養試験、作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
技能	筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査

試験会場

技能	陸 上	北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都練馬区、兵庫県伊丹市、熊本県熊本市などで実施します。
	海 上	大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保の各地方隊警備区内で実施します。

5 教育訓練場所及び教育訓練招集部隊



6 教育訓練の一例

■ 予備自衛官補(一般)3年以内に50日(A~Jタイプ)の教育訓練を実施

段階	第1段階 (5日間×4回)				第2段階 (5日間×4回)				第3段階 (5日間×2回)	
タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
精神教育・サービス・体育										
科 目	基本教練		戦闘訓練		野戦築城	戦闘訓練		戦闘訓練		
				野外勤務	通信		野外勤務	武器訓練及び射撃		
			格闘		特殊武器防護				実弾射撃	
				野戦衛生及び救急法						

■ 予備自衛官補(技能)2年以内に10日(技1、技2)の教育訓練を実施

段階	第1段階 (5日間×1回)		第2段階 (5日間×1回)	
タイプ	技1		技2	
精神教育・サービス・体育				
科 目	基本教練			
			武器訓練及び射撃	
	野外勤務		実弾射撃	
		職務訓練		
	特殊武器防護・野外衛生等			

7 教育訓練等風景

教育部隊のある駐屯地に起居し、各回5日間連続して教育訓練に参加することになります。



企業の皆様方へ

To companies

1 お願い

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安心して招集(教育)訓練に出頭できるよう配慮の程よろしくお願いします。

具体的には…

- 予備自衛官等が休暇等で招集(教育)訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。



2 予備自衛官等を雇用するメリット

1. 国を守ることへの貢献 我が国の防衛に貢献できる

2. 地域社会への貢献 災害派遣に参加させることにより、地域社会へ貢献

3. 企業のイメージアップ 自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ

4. 職場の活性化 予備自衛官の存在は、職場の活性化に

5. 人材育成 自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる

即応予備自衛官を雇用する企業様に対しては、雇用に伴う負担に報いるとともに、即応予備自衛官が安心して訓練及び災害等招集に出頭できる環境を整えて頂くため一定の支給要件が満たされれば、**即応予備自衛官雇用企業給付金**を給付できる制度を設けています。

**【1人あたり月額】
42,500円
(年間510,000円)支給**
※年4回(3ヶ月分毎)に分けて振込で支給
※給付金は課税対象になります。

3 雇用企業主等訓練研修等の実施

予備自衛官等雇用企業主様等による部隊研修や訓練研修等を実施し、予備自衛官等制度に対する一層の理解及び協力の促進を図っております。

予備自衛官等雇用企業を支える各種制度

雇用時の支援

安心して
雇用できる!

1 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業(即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主)に給付金が支払われます。



支給要件は?※2

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集中に応じる期間を特別休暇・勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※1:申請を受けた月から、支払の対象となります。※2:支給要件を満たしなくなった場合には支給されません。

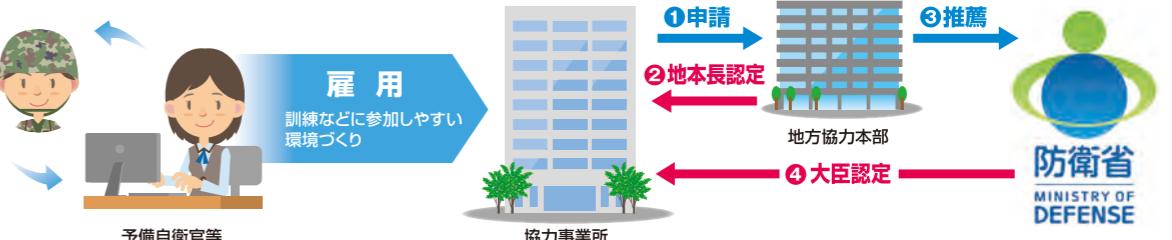
支給要件の確認要領は?

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
 - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
 - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

企業の社会貢献を
国が認定!

2 予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

● 地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。認定は、即応予備自衛官又は予備自衛官が雇用されている事業所(1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます)から行います。

● 大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、國の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

● 認定の有効期間

予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

● 認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

● 有効期間の猶予期間について
有効期間満了前の確認により協力事業所としての基準が満たされていない場合、失効までに1年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準が満たされていた場合には、遡って認定が延長されます。

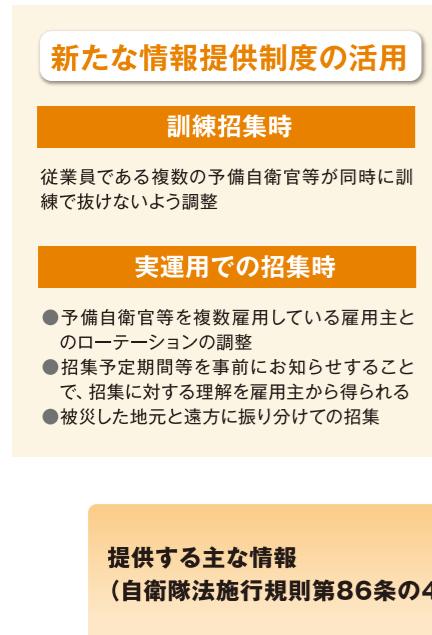
● 認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされたいたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと認められるときには、認定を取り消します。

平常時の支援

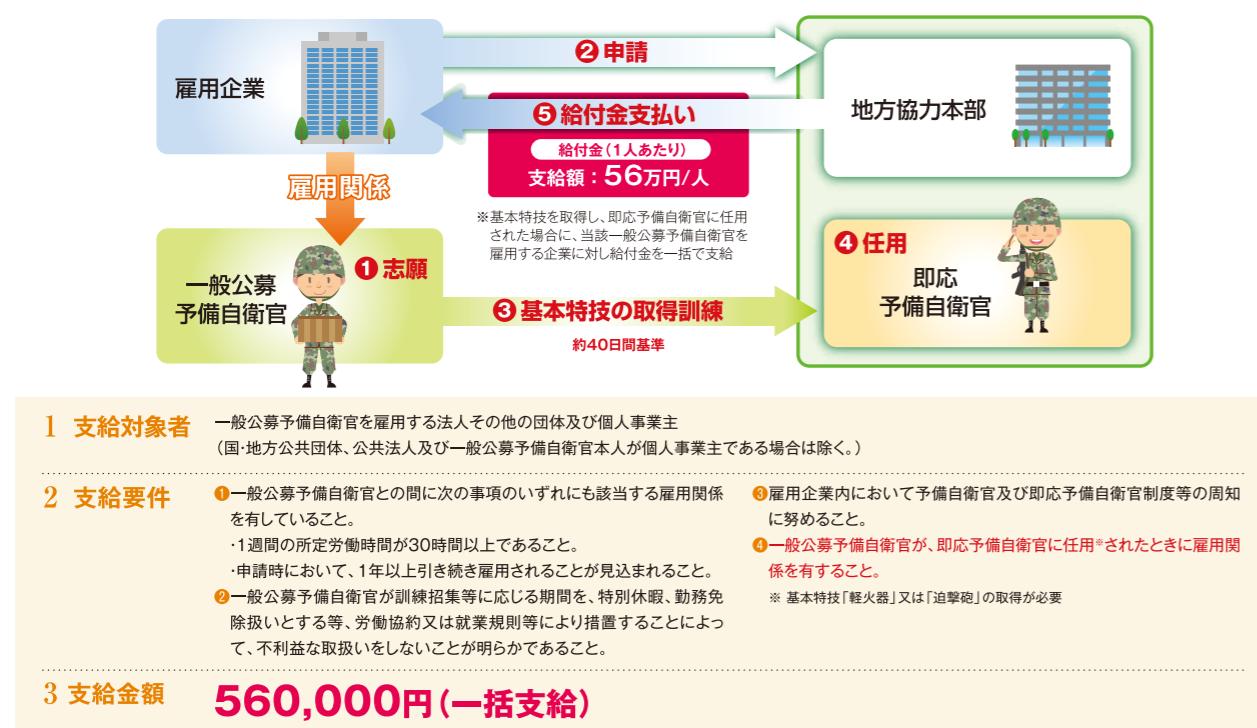
1 雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。



2 即応予備自衛官育成協力企業給付金

自衛官未経験である予備自衛官(以下「一般公募予備自衛官」という。)が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練(「軽火器」36日間、「迫撃砲」39日間、最短で2年間)が必要となる。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力に資する給付金制度です。



招集時の支援

雇用企業協力確保給付金

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動・国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース①

防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集中に応じて平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合(就業規則における休日は除く)

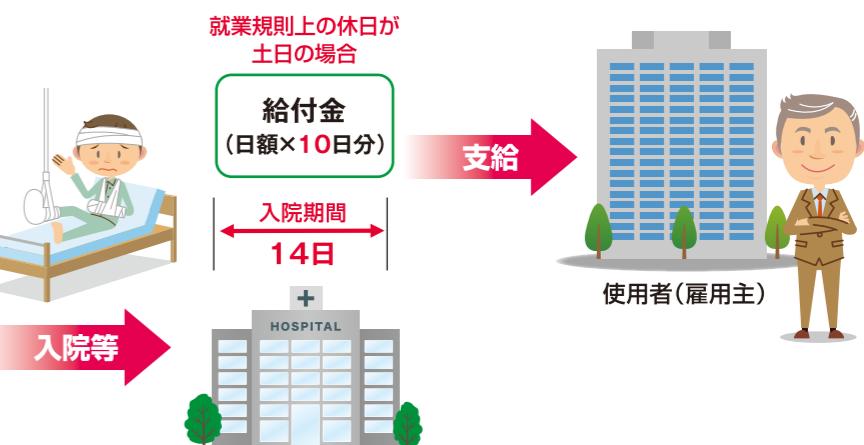


給付対象となるケース②

招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療をするため、平素の勤務先を離れた場合

(※)上限を90日とする。



給付額

予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかつた日数

※就業規則における休日は除く。

日額 34,000円

支給対象者について

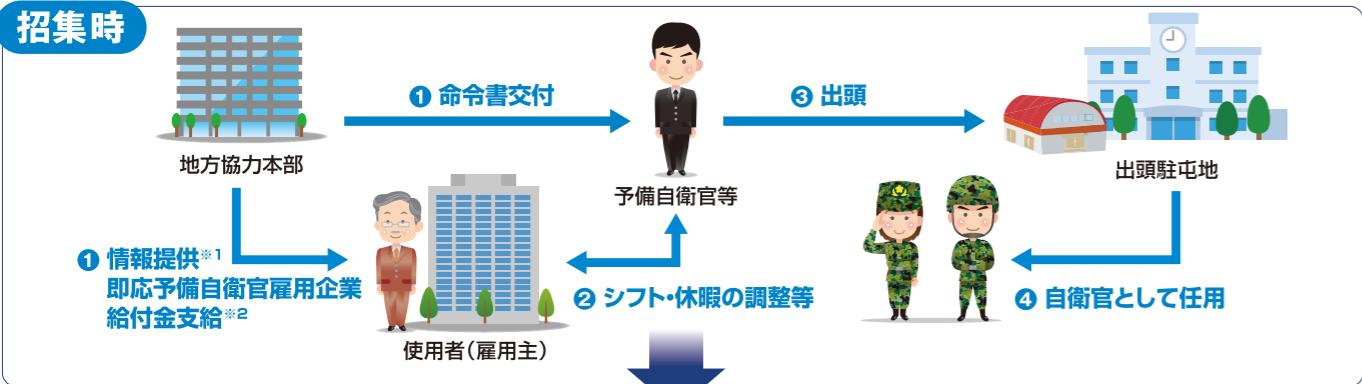
予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主
(国、地方公共団体及び公共団体は除く)

※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象とはなりません。



実運用での招集のイメージ

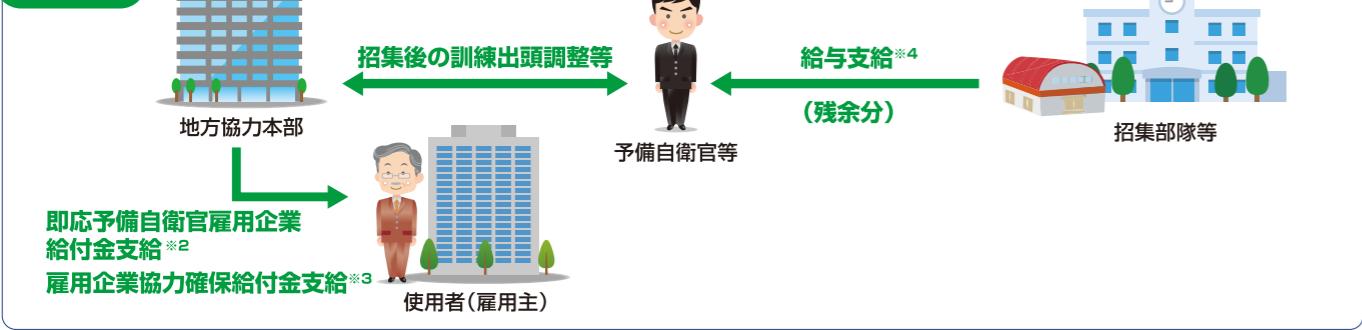
招集時



招集間



招集後



*1 招集に関する情報を受けるためには、じ前に情報提供制度への申請が必要です。

*2 即応予備自衛官雇用企業給付金の支給を受けるためには、被雇用者が即応予備自衛官であり、かつ、じ前に支給の申請が必要です。

*3 雇用企業協力確保給付金の支給を受けるためには、じ前に支給の申請が必要です。

*4 実運用での招集間の給与は、自衛官としての給与が支給されます。適切な給与算定のためには、在職証明書等の提出が必要です。

一般公募予備自衛官から即応予備自衛官任用後について

概要	自衛官経験のない一般公募予備自衛官のうち即応予備自衛官への任用を志願する者に対し、所定の教育訓練を行ない基本特技を取得した者を即応予備自衛官に任用	
任用までの流れ	一般公募予備自衛官 志願・選考 【応募資格】 <input type="radio"/> 一般公募予備自衛官 <input type="radio"/> 年齢 2土～2曹 50歳未満 1曹～2尉 52歳未満 *即応予備自衛官への採用時年齢 基本特技付与のための教育訓練 【訓練招集部隊】 指定された部隊 【教育訓練期間】 3年以内 ○最大20日間／年(5日間訓練を含む。) ○やむを得ない場合は1年を超えない範囲内で延長可能 即応予備自衛官任用 志願・選考 【任用後】 指定された部隊に配置	
身分	予備自衛官	即応予備自衛官
招集区分	防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	防衛招集、治安招集、国民保護等招集、災害等招集、訓練招集
処遇	<input type="radio"/> 予備自衛官手当 <input type="radio"/> 訓練招集手当 <input type="radio"/> 雇用企業協力確保給付金（訓練招集以外の招集時） <input type="radio"/> 即応予備自衛官育成協力企業給付金	<input type="radio"/> 即応予備自衛官手当 <input type="radio"/> 勤続報奨金 <input type="radio"/> 雇用企業給付金 <input type="radio"/> 雇用企業協力確保給付金

自衛隊地方協力本部所在一覧

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	WEBサイト
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5474	https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(59)1002	https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(27)0822	https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	https://www.mod.go.jp/pco/aomori/
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	https://www.mod.go.jp/pco/iwate/
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2611	https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	https://www.mod.go.jp/pco/akita/
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1-2F	023(622)0711	https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/
福島	960-8162	福島市南町86	024(546)1920	https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城	310-0011	水戸市三の丸3丁目11-9	029(231)3317	https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	https://www.mod.go.jp/pco/gunma/
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	https://www.mod.go.jp/pco/saitama/
千葉	263-0021	千葉市稻毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	https://www.mod.go.jp/pco/chiba/
東京	162-8850	新宿区市谷本村10-1	03(3235)5560	https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9475	https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	https://www.mod.go.jp/pco/niigata/
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府地方合同庁舎2F	055(253)1591	https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	https://www.mod.go.jp/pco/nagano/
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	https://www.mod.go.jp/pco/toyama/
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎内3F	076(291)6215	https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	https://www.mod.go.jp/pco/fukui/
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)5191	https://www.mod.go.jp/pco/gifu/
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	https://www.mod.go.jp/pco/aichi/
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	https://www.mod.go.jp/pco/mie/
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	https://www.mod.go.jp/pco/shiga/
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京坂殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3F	06(6942)0679	https://www.mod.go.jp/pco/osaka/
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)9779	https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/
奈良	630-8301	奈良市高畠町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	https://www.mod.go.jp/pco/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	https://www.mod.go.jp/pco/tottori/
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	https://www.mod.go.jp/pco/shimane/
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2地方合同庁舎2F	086(226)0361	https://www.mod.go.jp/pco/okayama/
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/
香川	760-0062	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	https://www.mod.go.jp/pco/ehime/
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎6F	088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	https://www.mod.go.jp/pco/saga/
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F	095(826)8844	https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎内	097(536)6271	https://www.mod.go.jp/pco/oita/
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2050	https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/
沖縄	900-0016	那霸市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

*予備自衛官等制度でご不明な点は、最寄りの自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。また、「予備自衛官等制度ウェブサイト」も是非ご覧下さい。